

令和7年度西播磨山城整備団体活動支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町及び佐用町の区域をいう。）の山城を多くの方に訪れてもらえるよう、受入体制の整備及びPRを行い、ツーリズム資源としての山城の活用と交流人口の拡大を図る。この要綱は、山城整備やPR活動に取り組む団体に対し、西播磨ツーリズム振興協議会が行う補助金の交付等について必要な事項を定める。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 西播磨地域を拠点とし、山城の整備やPRを行う3名以上で構成される団体
 - (2) 団体規約、役員名簿、構成員名簿を有し、継続的に活動を行っている団体
- 2 営利を目的とする団体、個人等については、前項に規定する団体とはみなさない。

（補助の対象となる経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、西播磨ツーリズム振興協議会長（以下「会長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 他の地方公共団体等から何らかの助成を受けて実施する経費については対象としない。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の全額または一部とし、1団体につき5万円を上限とする。（ただし、千円未満の端数は切り捨て）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）を会長が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 経費見積書等、事業内容が分かる資料
 - (2) 団体規約、役員名簿、構成員名簿
 - (3) これまでの活動実績の分かるもの
 - (4) その他会長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付決定し、「西播磨山城整備活動団体支援事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更、中止又は廃止）

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情により次の各号に掲げる事業の変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、速やかに「西播磨山城整備活動団体支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（別表2に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（別表2に定める軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業の中止又は廃止

- 2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金交付決定内容変更承認通知書（兼 補助金交付決定変更通知書）」（様式第4号）又は「西播磨山城整備団体活動支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）」により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和8年1月31日のいずれか早い日までに「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金実績報告書」（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 支出に係る領収証の写し
- (2) 写真等、事業の実施状況が分かる資料
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の審査を行い、この要綱に定める事項に合致するものと認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）」により当該補助事業者に通ずるものとする。

- 2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求および支払い)

第10条 会長は、補助事業者から提出される「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金請求書」（様式第8号）により、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、第6条に規定する補助金交付決定後において、当該補助事業者又は補助事業が第2条又は第3条に規定する要件に合致しないものと認めた場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、「西播磨山城整備団体活動支援事業補助金交付決定取消通知書」（様式第9号）により事業者に通ずるものとする。

- 2 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区 分	山城整備団体活動支援事業補助								
補助事業の対象となる経費	山城の P R 支援事業・・・山城の P Rに必要な資機材の整備・補充								
	<table><tr><th>経費区分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>広告宣伝費</td><td>ノベルティ、記念品等</td></tr><tr><td>印刷費</td><td>散策マップ・パンフレット等</td></tr><tr><td>その他経費</td><td>その他会長が特に必要と認める経費</td></tr></table>	経費区分	内 容	広告宣伝費	ノベルティ、記念品等	印刷費	散策マップ・パンフレット等	その他経費	その他会長が特に必要と認める経費
経費区分	内 容								
広告宣伝費	ノベルティ、記念品等								
印刷費	散策マップ・パンフレット等								
その他経費	その他会長が特に必要と認める経費								

別表 2（第 7 条関係）

項 目	内 容
軽微な経費配分の変更	補助対象経費全体の 20 %以内の変更で、かつ補助金額に増額を生じないもの
軽微な事業内容の変更	補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部を変更する場合